

第18回 JARL 新潟県支部大会

社団法人 日本アマチュア無線連盟
新 潟 県 支 部

日 時 平成2年7月22日(日) 午前10時開会

会 場 糸魚川市一の宮 糸魚川市民会館

次 第

1. 開会のことば
2. 来賓及び役員の紹介
3. 支部長挨拶
4. 来 賓 祝 辞
5. JARL登録地域クラブ紹介
6. 平成元年度 事業報告
同 会計報告
会計監査報告
7. 平成2年度 事業計画
同 予算説明
8. 委員会報告
9. 質 疑 応 答
10. 表 彰
11. 次期開催地紹介
12. 閉会のことば
13. ビデオ公開
(中 食)
14. 講 演 会
「2400 MHzの魅力」JA9BE 森 久信氏

よ う こ そ 糸 魚 川 へ

J A R L 糸魚川クラブ

J A Ø G U X 小 間 経 昭

第18回J A R L新潟県支部大会にご出席の皆様、ここ県端の地「糸魚川」へようこそいらっしゃいました。開催地の地域クラブを代表いたしまして、歓迎のあいさつを申し上げます。

ここ糸魚川は、中部山岳に源を発する姫川がおおよそ百数十キロメートルにわたる流れの果てに日本海に注ぐところ、その姫川の流れにそって開けた、自然環境に恵まれた地域であります。古くから北陸街道の中継地や塩の道の出発点など、交通の要衝として開けてきました。また早稲田大学校歌「都の西北」の作詞や「良寛」の研究など、明治・大正・昭和の三代にわたって活躍された、文人「相馬御風」の生誕の地でもあります。このように歴史的にも由緒あるこの地に、多数の皆様をお迎えして支部大会の開催ができることは、糸魚川クラブとして大変誇りに思っております。

当地でのJ A R L新潟県支部大会の開催は今回で2度目であります。前回にもまして心地よく皆様をお迎えできるように、クラブ員の総力を結集して準備や運営の努力をしてみました。しかし、地域の広い割には局数の少ないところであります。なにかにつけて手の届かない面があると思います。どうぞご容赦をいただきたいと思います。

糸魚川は、ちょうど日本列島の中央に位置しておりますが、地形的な制約が多く、V・UHF帯では「珍」と呼ばれる地域であります。しかし、糸魚川クラブ員をはじめ地域のアマチュア局は、日夜にわたってアクティブにON AIRをしています。是非アンテナをこちらに向けて一声をかけていただきたいと思います。また、V・U・SHF帯の機器の自作や、FAXやパケットによる交信の試みにも力を入れております。当クラブのモットーは「糸魚川クラブここにあり」であります。是非皆様からのお声がけをお待ちしております。

今回の支部大会の開催にあたり、支部長および支部役員の方々に大変ご迷惑をおかけした上、多大の援助をいただきました。ここに紙面をお借りして厚くお礼を申し上げます。

今後の皆様のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

平成元年度 事業報告

月 日	行 事	場 所
4/ 2	全県研修会（FOXテーリング審判員講習会）	小 千 谷 市
4/ 8 ～ 9	第 36 回OSOコンテスト	
5/13 ～ 14	第 26 回VHFコンテスト	
6/18	支部役員会	十 日 町 市
6/25	地区研修会（FOXチェサー製作）	北 蒲 水 原 町
7/22	支部役員会・地域クラブ代表者会	十 日 町 市
7/23	支部大会	十 日 町 市
8/20	地区研修会（FOXテーリング審判員講習会）	新 井 市
9/ 2	新潟・長野合同支部役員会	中頸妙高々原町
9/17	地区研修会（FOXテーリング審判員講習会）	新 津 市
10/ 8	" (")	新 潟 市
10/15	" (パケット通信について)	上 越 市
11/19	" (FOXハント用受信装置製作)	糸 魚 川 市
11/19	支部役員会	新 潟 市
平成2年 1/21	支部役員会・地域クラブ代表者会	"
2/25	地区研修会（デジタル時計製作）	新 津 市

平成元年度 決算報告

科 目	予 算	決 算	差 異
収 入	前 期 繰 越 高		
	支 部 費		
	雑 収 入		
	計		
支 出	支 部 大 会 費		
	会 議 費		
	催 物 費		
	渉 外 費		
	通 信 費		
	交 通 費		
	消 耗 品 費		
	事 務 印 刷 費		
	コ ン テ ス ト 費		
	非 常 通 信 費		
	雑 費		
	計		
次年度繰越金			

平成元年度 会計監査報告

平成元年4月1日から平成2年3月31日までの経理について監査した結果、厳正かつ適確に処理されていることを確認しました。

平成2年4月26日

会計監査 JAØHC 中 田 仁 ◎

平成2年度 事業計画

月 日	行 事	場 所
4/14 ~ 15	第37回OSOコンテスト	
5/12 ~ 13	第27回VHFコンテスト	
6/17	支部役員会	糸 魚 川 市
7/21	支部役員会・地域クラブ代表者会	糸 魚 川 市
7/22	支部大会	糸 魚 川 市
8/19	地区研修会	
9/ 4	地区研修会（2アマ講習会）	北 蒲 水 原 町
9/ 8	新潟・長野合同支部役員会	長 野 県 黒 姫 町
9/16	新潟・長野両県合同研修会（FOXテーリング）	
10/14	地区研修会	
11/11	地区研修会	
11/18	支部役員会	新 潟 市
平成3年 1/20	支部役員会・地域クラブ代表者会	新 潟 市

平成2年度 支部予算

科 目	2 年 度	前 年 度	増 減
収 入	前 期 繰 越 高		
	支 部 費		
	雑 収 入		
	計		
支 出	支 部 大 会 費		
	会 議 費		
	催 物 費		
	渉 外 費		
	通 信 費		
	交 通 費		
	消 耗 品 費		
	事 務 印 刷 費		
	コ ン テ ス ト 費		
	非 常 通 信 費		
	雑 費		
	計		

新潟県支部役員

役 職 名	コールサイン	氏 名	住 所	電 話
支 部 長	J A Ø B N P	堀江栄三九	三条市	
副 支 部 長	J A Ø A A Q	羽入 敏夫	新津市	
副 支 部 長	J A Ø Q D K	南雲 正	上越市	
総 務 幹 事	J A Ø B K Y	阿部 正彦	長岡市	
会 計 幹 事	J A Ø E R H	丸山 増雄	三条市	
専 務 幹 事	J A Ø F V U	佐藤 隆吉	新潟市	
下越地区幹事	J A Ø P Z C	石塚 晶	北蒲原郡	
中越地区幹事	J A Ø J D R	伊佐 紀元	小千谷市	
上越地区幹事	J A Ø I S B	斎藤 幸男	糸魚川市	
佐渡地区幹事	J A Ø X I	野田 雅己	佐渡郡	

信越地方本部役員、委員及び事務局

役 職 名	コールサイン	氏 名	住 所	電 話
信越地方本部長	J A Ø D L	鈴木 達夫	中蒲原	
同 監査長	J A Ø J Z	高橋 勇	新潟市	
会 計 監 査	J A Ø H C	中田 仁	長野市	
新潟県支部長	J A Ø B N P	堀江栄三九	三条市	
長野県支部長	J A Ø S P Z	永坂 雄二	長野市	
新潟県評議員	J A Ø A R F	横田 泰伊	新井市	
長野県評議員	J A Ø I G A	吉村 隆	長野市	
コンテスト委員長	J A Ø E J L	高木 修一	上田市	
選挙裁定委員	J A Ø D X	小林 修治	上越市	
同	J A Ø O A	宮越 信雄	新井市	
事 務 長		中沢 剛司	長野市	
事 務 局 員		清水 邦治	同	

新潟県レピーター委員

コールサイン	氏 名	住 所	電 話
J A Ø D A I	渡辺 真一	新潟市	

F O X 委 員

コールサイン	氏 名	住 所	電 話
J A Ø O X U	清水 泉司	小千谷市	

JARL 新潟県支部登録クラブ

登録番号	クラブ名	代表者	コールサイン	住 所	電 話
08-1- 1	北 越	奥村 修一	JHØDMS	村上市	
" -1- 2	新 発	田五十嵐宏作	JAØIY	新発田市	
" -1- 3	豊 栄	長谷川哲夫	JRØRZU	豊栄市	
" -1- 4	新 潟	佐藤 隆吉	JAØFVU	新潟市	
" -1- 5	五 泉	関屋 成夫	JEØOMG	中蒲原郡	
" -1- 6	弥 彦	近藤 寿雄	JAØBGL	西蒲原郡	
" -1- 7	燕	小島 稔	JHØTOJ	燕市	
" -1- 8	三 条	山崎 勲	JAØVG	三条市	
" -1- 9	見 附	長藁 勝身	JAØKOD	見附市	
" -1-10	栃 尾	高見 幸一	JAØVLJ	栃尾市	
" -1-11	長 岡	島津 茂夫	JAØDET	長岡市	
" -1-12	小 千	谷 伊佐 紀元	JAØJDR	小千谷市	
" -1-13	小 出	坂西 和之	JHØDWR	北魚沼郡	
" -1-14	十 日	真霜由紀夫	JAØLKK	十日町市	
" -1-15	柏 崎	崎 竹田 恒雄	JHØBNB	柏崎市	
" -1-16	上 越	豊田 透	JHØRLB	上越市	
" -1-17	糸 魚	川 小間 経昭	JAØGUX	糸魚川市	
" -1-18	お け	さ 岩野 貞雄	JHØFTF	佐渡郡	
" -1-19	六 日	須藤 兄一	JHØEOK	南魚沼郡	
" -1-20	新 井	井 山 修	JHØHMX	新井市	
" -1-21	小 須	戸 木伏 孝吉	JHØODC	中蒲原郡	
" -1-22	新 津	津 阿部 真朗	JRØAUG	新津市	
" -1-23	水 原	遠藤 和夫	JHØUFU	北蒲原郡	
" -2- 1	新 潟 大 学	栗田 豊己	JG7JMO	新潟市	
" -2- 3	長 岡 工 専	星野 悦宏	JFØGQG	長岡市	
" -3- 2	新潟日本電気	原 誠一	JHØEJZ	柏崎市	
" -4- 1	三条ひまじん	高野 寿生	JAØCZJ	三条市	
" -4- 2	上 越 UHF	渡部 昭治	JAØTHW	上越市	
" -4- 4	レルヒ無線	市川二男	JAØALB	上越市	
" -4- 6	上越地域無線	梅沢 圓了	JAØBJU	中頸城郡	
" -4- 7	赤十字奉仕団	小山 一郎	JAØAAV	新潟市	
" -4- 8	新潟レインボー	越井 範行	JAØOTL	十日町市	
" -4- 9	魚沼コンテ	阿部 巖	JAØGKL	西蒲原郡	
" -4-10	新潟20グループ	石井 彰一	JAØBIA	長岡市	
" -4-11	長岡レビータ	山田 芳宗	JAØGXY	新潟市	
" -4-12	愛 好 研 究 会	吉成 正	JAØAW	新潟市	
" -4-13	国際ホーム	寺田 久雄	JHØTOZ	上越市	
" -4-14	くびき野無線	阿部 五男	JAØBQU	新潟市	
" -4-15	西 新 潟	川上 孝一	JAØBFA	新潟市	
" -4-16	新潟ステイハム	勝山 和雄	JAØEQO	中蒲原郡	
" -4-16	新 潟 ア フ ェ ィ ャ				

新潟県監査指導委員会

役 職	コールサイン	氏 名	住 所	電 話
監査長	JAØJZ	高橋 勇	新潟市	
委員長	JAØHOK	西巻 昭	新潟市	
委 員	JAØBFA	川上 孝一	新潟市	
"	JAØZU	遠藤 誠	北蒲原郡	
"	JAØEQO	勝山 和雄	中蒲原郡	
"	JAØERH	丸山 増雄	三条市	
"	JAØDET	島津 茂夫	長岡市	
"	JEØDQI	黒田 和男	南魚沼郡	
"	JHØHVL	田村 隆	南魚沼郡	
"	JHØCUG	山之内文雄	北魚沼郡	
"	JAØLFV	大塚 久夫	小千谷市	
"	JRØGUZ	内山 淳	小千谷市	
"	JAØCAF	栗林 道夫	十日町市	
"	JAØPUT	山本 達夫	上越市	

監査指導委員会の業務内容

- 電波障害対策
 - 各バンドのモニター
 - 侵入電波の調査
 - 監査指導と実施調査
- (各委員が分担)

平成元年度 監査指導報告

電波の監視（実施要領第8項）

区 分	HFバンド	50 HMz	144 HMz	430 HMz	1.2 GHz	合 計
(1) アマチュアバンド使用区分を守らない局等	ハガキ		55	3		58
		2	32	2		36
(2) 通 信 事 項 等		1	12	1		14
(3) 無 免 許 の 無 線 局			98	5		103
(4) 侵 入 電 波		40				40

平成元年度電波障害処理状況（新潟県電波障害防止協議会）

原因別	区分	申告処理件数	世 帯 数
無 線 局	ア マ チ ュ ア 無 線 局	28	63
	市 民 ラ ジ オ	2	
	そ の 他	5	

新潟県コンテスト委員

コールサイン	氏 名	住 所	電 話
JAØOZZ	伊 藤 雅 一	柏崎市	
JAØISB	斎 藤 幸 男	糸魚川市	

信越地方選挙管理会

役 名	コールサイン	氏 名	郵便番号	住 所
会 長	JAØAS	清 水 勲		長野市
管理者	JAØMM	岡 沢 文 夫		"
"	JAØBAP	小 黒 重 雄		"
"	JAØHVV	内 山 晴 市 夫		"
"	JHØCEA	永 坂 勇 夫		"

信越地方選挙裁定会

役 名	コールサイン	氏 名	郵便番号	住 所
裁 定 長	J A Ø G F	松 波 一 郎		長野県
裁 定 員	J A Ø D X	小 林 修 治		上越市
"	J A Ø O A	宮 越 信 雄		新井市
"	J A Ø J Q A	寺 島 栄次郎		長野市
"	J A Ø S B C	高 橋 徳 秋		"

新潟県内レピーター局

コールサイン	430 メガ帯	1200 メガ帯	場 所	代 表 者
J R Ø W A	439.90		三島郡出雲崎町	J A Ø A D
J R Ø W E	439.60	1292.44	新潟市古町	J A Ø A W
J R Ø W F	439.64	1292.64	上越市大貫	J A Ø B J U
J R Ø W G	439.56	1292.18	南魚沼郡六日町	J A Ø F C L
J R Ø W K	439.78		中蒲原郡小須戸町	J A Ø G J
J R Ø W L	439.70		長岡市水道町	J A Ø K S N
J R Ø W P	439.74		柏崎市西本町	J A Ø R C C
J R Ø V B	439.66	1292.14	小千谷市塩殿	J A Ø G Z
J R Ø V C	439.96		新発田市小舟町	J A Ø B X X
J R Ø V D	439.82		新潟市関屋	J A Ø C G J
J R Ø V L	439.92	1292.74	佐渡郡羽茂町	J H Ø F H W
J R Ø V M		1292.68	新潟市坂井	J A Ø R G P
J R Ø V P	439.52		新潟市川岸町	J A Ø A A
J R Ø V S	439.54		上越市東雲町	J A Ø L M X
J R Ø V Y	439.68		新潟市曾川	J A Ø B F A
J R Ø V Z	439.98		中頸城郡吉川町	J R Ø B K S
J P Ø Y C G	439.72		新潟市白山浦	J A Ø H G N
J P Ø Y C H	439.86	1292.88	佐渡郡小木町	J A Ø Q N F
J P Ø Y C L		1272.90	小千谷市塩殿	J A Ø J D R
J P Ø Y C K	439.88		新井市大原新田	J H Ø H M X

他県の近接レピーター (430 メガ帯)

県	コールサイン	周波数	所 在 地	県	コールサイン	周波数	所 在 地
群馬	J P Ø Y C Y	439.64	高崎市	富山	J R Ø W X	439.52	滑川市
	J P Ø Y C A	66	利根郡昭和町		J R Ø V F	58	魚津市
	J P Ø V L	78	群馬県群馬町		J R Ø W D	78	富山市
福島	J R Ø V J	439.60	会津若松市	長	J R Ø W H	439.52	長野市
	J R Ø Y C A	62	耶麻郡西会津町		J R Ø W M	58	"
山形	J R Ø W H	439.70	飽海郡松山町	野	J R Ø W B	62	"
	J R Ø W T	76	酒田市		J R Ø W Z	82	"
	J R Ø V B	80	鶴岡市		J R Ø W R	80	美ヶ原
					J P Ø Y C I	32	小県郡

第 37 回 (1990) J A の非常無線通信コンテスト結果

(新潟県個人の部)

コールサイン	得点	コールサイン	得点	コールサイン	得点
J H Ø T U O	1610	J A Ø A O O	600	J H Ø J Q S	350
J A Ø D V P	1453	J A Ø F I L	600	J A Ø B N P	350
J R Ø A U P	1429	J A Ø B K Y	589	J E Ø A Z Q	349
J H Ø B N S	1265	J F Ø F V E	580	J H Ø J Q R	349
J R Ø N E A	1199	J E Ø F S Q	569	J F Ø E Y M	340
J R Ø U D T	1160	J R Ø R M Z	569	J A Ø A M N	340
J E Ø S X S	1110	J E Ø O D D	550	J R Ø L X M	330
J E Ø B X E	1100	J R Ø P X F	550	J H Ø N C K	330
J H Ø R C D	1100	J H Ø X S A	540	J F Ø E K Y	320
J E Ø F Z G	1080	J A Ø E I Y	540	J R Ø G M R	320
J H Ø U F U	1080	J A Ø R Z O	540	J F Ø E T X	310
J E Ø Q D O	990	J A Ø F Y F	540	J A Ø R N E	300
J A Ø K O D	960	J H Ø K R O	530	J A Ø D C	290
J H Ø Q Q I	950	J H Ø A H R	520	J E Ø O M F	290
J E Ø K Z V	930	J F Ø E K Z	520	J E Ø C F D	290
J A Ø I A A	900	J A Ø T U V	510	J R Ø N C O	270
J A Ø L K K	850	J R Ø N B B	510	J H Ø R B T	260
J A Ø G Z	850	J E Ø R A I	510	J E Ø B B V	260
J E Ø B E F	840	J A Ø A A Q	510	J H Ø O O T	250
J F Ø F H K	840	J H Ø A W C	500	J F Ø E T E	250
J R Ø L K B	820	J A Ø D G K	500	J E Ø O K O	250
J R Ø A U G	820	J A Ø D E I	500	J A Ø J D R	250
J E Ø C A F	820	J H Ø H D I	470	J A Ø E R H	240
J E Ø R L K	810	J A Ø C P	470	J R Ø M B S	230
J H Ø H Z F	810	J E Ø V F V	470	J A Ø H W C	230
J E Ø M O X	800	J H Ø A N C	460	J R Ø D F S	230
J E Ø R S L	785	J E Ø L D X	450	J E Ø F D L	220
J A Ø R H G	780	J R Ø D S E	450	J F Ø E M Y	220
J E Ø L J V	730	J R Ø N T M	440	J R Ø J R Z	200
J R Ø I A N	720	J A Ø E L C	440	J A Ø A S J	200
J F Ø F D D	680	J R Ø D U Z	440	J E Ø L D V	200
J E Ø M Z G	660	J R Ø G U Z	440	J R Ø D U Y	200
J A Ø D L	660	J E Ø D K R	410	J F Ø E M N	199
J R Ø M A Z	660	J E Ø W C L	400	J F Ø G I G	180
J E Ø J C C	640	J I 7 O E D / Ø	400	J E Ø B E G	180
J E Ø B W Q	640	J E Ø G H H	390	J R Ø N B C	180
J A Ø H O J	630	J A Ø D B R	380	J H Ø U F S	170
J A Ø O X U	610	J E Ø B V P	380	J A Ø L F V	160
J E Ø O M G	600	J E Ø V C U	370	J R Ø D B C	160
J H Ø B N F	600	J H Ø L O M	350	J R Ø Q B G	160

コールサイン	得点
JH∅DSX	150
JA∅DBM	150
JR∅KJF	150
JA∅AVS	150
JE∅VSW	140
JA∅JW	130
JA∅BLU	120
JE∅OGP	120
JA∅EZK	110
JA∅AZE	110
JH∅WAU	110
JR∅SXU	100
JR∅EIO	100
JA∅BOC	94
JR∅RZU	70
JF∅HFF	70
JE∅RQX	70
JF∅GYP	70
JA∅VN	60
JA∅GDP	40
JA∅MWW	30
JF∅BTW	30
JF∅ELD	20
JE∅ITS	20
JA∅YI	10
JH∅DSY	10
JE∅WND	10
JH∅HDL	10
JH∅SOG	10

(社 団 の 部)

コールサイン	得点
JH∅YQQ	1513
JH∅YIC	1250
JA∅YAK	1198
JH∅ZKE	590
JA∅ZTQ	500
JH∅YKD	250
JA∅YPB	190

(クラブ対抗の部)

クラブ名	得点
小千谷クラブ	22427
十日町クラブ	8203
五 泉クラブ	7149
水 原クラブ	6629
新 津クラブ	4300
長 岡クラブ	2359
見 附クラブ	960
柏 崎クラブ	950
豊 栄クラブ	780
三 条クラブ	590
新 潟クラブ	470
栃 尾クラブ	290
弥 彦クラブ	94
糸魚川クラブ	20

(失 格 局)

JF∅GUZ
JE∅NSK
JA∅YKA
JH∅USD
JE∅SUL
コールサイン不明 3 局

第27回(1990)JAøVHFコンテスト結果

(新潟県個人の部)

コールサイン	得点	コールサイン	得点	コールサイン	得点	コールサイン	得点
JRøIAN	1304	JEøCAF	582	JEøGHX	449	JRøNCS	355
JAøDCL	1224	JHøHZF	579	JAøGZ	444	JEøLKJ	350
JHøTUO	1204	JEøRDJ	578	JEøOMG	437	JHøKYA	350
JHøAWC	1128	JRøDBC	569	JRøRVC	437	JEøGHY	348
JAøAOO	1089	JHøDSX	566	JHøCUG	435	JEøGOB	337
JHøUFU	1053	JAøDEU	562	JAøQYF	433	JEøUXW	334
JRøNEA	1048	JAøDMX	560	JEøUFL	428	JEøBWQ	332
JAøFIL	1013	JEøOUE	555	JEøXVE	423	JEøRMV	331
JHøANC	1000	JRøRZU	552	JFøHXF	422	JEøCAB	330
JAøIAA	953	JEøJCC	551	JRøNCO	410	JEøWVE	330
JAøGRF	890	JHøUFS	549	JHøJVF	406	JAøERH	327
JEøDKR	886	JEøOUF	548	JEøBVP	406	JHøWDY	326
JAøPE	854	JAøFYF	544	JEøGHM	405	JRøIDY	322
JHøQQI	837	JAøBOP	543	JEøVSW	403	JAøEOA	321
JAøJQS	827	JAøDHK	540	JEøGHH	401	JEøHDW	320
JRøCQQ	816	JAøDMR	533	JFøDYS	397	JHøVXR	319
JEøBKJ	782	JRøMJQ	530	JRøOOD	397	JAøAZE	318
JEøKZV	764	JAøGDO	530	JAøEUW	396	JRøWCJ	317
JAøPZC	760	JAøAAQ	530	JEøRNG	395	JAøAVS	313
JL1GJE/ø	747	JRøEIO	526	JAøNFP	395	JAøTSN	312
JL2CJN/ø	716	JEøFSO	520	JRøIHV	392	JAøTUV	309
JFøBNY	716	JEøLRV	515	JRøEJJ	387	JRøIAP	307
JHøFWR	706	JRøDUG	506	JFøFVE	387	JEøTOU	286
JHøJQR	705	JRøHCQ	502	JAøHWC	384	JAøAA	283
JAøHNN	688	JAøBLU	495	JEøRMR	384	JFøFOH	281
JAøFJK	651	JRøAUG	492	JEøDRW	380	JHøQXR	280
JAøOXU	650	JHøCXC	485	JRøCUK	375	JEøBSV	272
JRøDFS	647	JRøNFP	482	JAøFMY	375	JFøBID	271
JRøLXG	642	JEøGHG	481	JFøCGP	374	JRøLXM	270
JEøBXE	640	JRøAMZ	481	JRøJZF	371	JRøOZM	262
JRøNEX	638	JEøBJS	480	JHøBNB	371	JRøNQW	261
JAøLKK	637	JAøCNO	480	JAøDWG	370	JHøOPR	256
JHøTJN	621	JRøDGV	479	JEøRAI	369	JEøVfV	255
JRøBQD	619	JAøPMZ	471	JEøQPD	368	JAøHYU	254
JEøVYS	614	JEøRSL	467	JAøCP	363	JFøESV	252
JAøEME	608	JRøMAZ	467	JEøBGV	362	JHøFFE	251
JHøHDI	606	J17OED/ø	457	JHøCNR	360	JEøTVB	250
JEøMOX	600	JRøUDT	455	JHøGLT	357	JEøITS	250
JAøSUQ	594	JHøAHR	452	JHøBNS	356	JEøDNG	250
JEøLDX	585	JEøNXD	451	JAøAMN	354	JEøWJS	249

コールサイン	得点
JHØRBT	247
JFØFOH	247
JAØHOJ	246
JHØIPB	245
JRØMAQ	242
JRØGVN	242
JEØSXS	240
JAØEGI	240
JAØRZO	230
JAØRNE	229
JEØTUP	227
JEØTUY	225
JEØTVA	220
JEØLET	218
JEØAVK	213
JHØDSY	210
JEØUDR	209
JEØRLK	208
JRØNBF	207
JEØCAG	207
JEØAZQ	201
JRØIAI	199
JAØUIG	198
JEØGHA	194
JFØBIA	192
JEØBPH	192
JHØCTJ	192
JRØNVX	190
JRØDSE	189
JHØGWK	185
JAØZU	184
JRØMBS	183
JAØESM	180
JEØCGA	179
JEØKBB	177
JEØXHV	176
JRØXMY	175
JFØGQG	171
JEØSLN	170
JRØJKI	165

コールサイン	得点
JAØJVU	165
JHØWWO	163
JAØJEZ	162
JHØWWP	155
JFØHEM	149
JRØMWO	149
JEØPKB	138
JRØLKB	137
JAØCJK	135
JAØTQJ	131
JHØPQR	130
JFØHEN	130
JRØDUZ	130
JRØXTJ	128
JAØENW	127
JRØNTX	123
JEØNMQ	123
JAØQPK	121
JFØFIC	118
JRØBVZ	117
JAØBNP	115
JAØGUX	112
JAØASJ	112
JAØTFM	101
JL1LSY/Ø	99
JEØKNT	93
JAØJW	92
JRØFTO	90
JAØVN	83
JFØGYP	83
JAØDL	80
JHØFKU	80
JAØVLJ	79
JAØDXZ	77
JAØGDP	74
JEØRXT	73
JEØGHC	72
JRØRZH	72
JRØRXR	70
JFØBIC	69

コールサイン	得点
JRØJHJ	69
JFØFYU	65
JEØRAJ	48
JAØDCM	44
JEØIJF	34
JEØNCF	34
JAØDRO	33
JHØSOG	22
JRØKDR	11

(社 団 の 部)

コールサイン	得点
JAØYAK	1494
JHØYXL	1462
JHØYQQ	1444
JAØYUG	1179
JAØZYD	1162
JAØZTQ	1147
JAØZRY	964
JAØYHC	939
JAØYDQ	706
JAØYKA	668
JAØYCC	636
JAØZGA	622
JAØYCW	469
JAØYHA	392
JAØYPY	260

(クラブ対抗の部)

クラブ名	得点
水 原クラブ	15630
新 津クラブ	14445
五 泉クラブ	8690
十日町クラブ	5786
小千谷クラブ	5364
豊 栄クラブ	4359
柏 崎クラブ	4101
長 岡クラブ	2065
新 潟クラブ	900
弥 彦クラブ	729
栃 尾クラブ	518
北 越クラブ	471
上 越クラブ	467
三 条クラブ	442
小 出クラブ	395
糸魚川クラブ	134
見 附クラブ	33

(失 格 局)

JRØTWV
JRØBAT

OSOコンテストの記録（過去8年）

年度	参加個人局数	個人の部優勝	地域クラブ優勝	クラブ対抗優勝
57	46	JHøDSZ	小千谷クラブ	JAøYBT
58	55	JHøEPZ	小千谷クラブ	JAøYBT
59	64	JHøEPZ	小千谷クラブ	JAøZBF
60	70	JHøEPZ	五 泉クラブ	JAøYJZ
61	125	JHøNCK	小千谷クラブ	JHøYFW
62	111	JRøGFK	五 泉クラブ	JAøYCC
63	172	JRøGFK	小千谷クラブ	JHøYQQ
元	161	JRøRMZ	小千谷クラブ	JHøYQQ

VHFコンテストの記録（過去8年）

年度	参加個人局数	個人の部優勝	地域クラブ優勝	クラブ対抗優勝
57	213	JAøWET	五 泉クラブ	JAøYPA
58	203	JAøHTT	新 津クラブ	JAøYPA
59	242	JAøWEL	新 津クラブ	JAøZYD
60	241	JAøHTT	新 津クラブ	JHøYQP
61	218	JAøHTT	新 津クラブ	JHøYNY
62	238	JAøHTT	新 津クラブ	JHøYQP
63	257	JHøUSD	新 津クラブ	JHøYNY
元	220	JHøTUO	新 津クラブ	JHøYNY

※ 参加個人局数……新潟県分のみ

支部大会開催の記録

第1回（昭48）新潟市	第7回（昭54）弥彦村	第13回（昭60）五泉市
第2回（昭49）長岡市	第8回（昭55）小出町	第14回（昭61）三条市
第3回（昭50）上越市	第9回（昭56）上越市	第15回（昭62）新井市
第4回（昭51）新発田市	第10回（昭57）村上市	第16回（昭63）新津市
第5回（昭52）小千谷市	第11回（昭58）栃尾市	第17回（平元）十日町市
第6回（昭53）糸魚川市	第12回（昭59）柏崎市	第18回（平2）糸魚川市

新潟県支部規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部と称しJARL新潟県支部と略称する。

第2条 本支部は社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「JARL」という)の定款第3条にもとづくものである。

(事 務 所)

第3条 本支部は事務所を支部長が定めるところに置く。

2 支部事務所はJARLにおいて告示する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本支部はJARLの目的にそって新潟県内のアマチュア無線の健全な発達を図り、会員相互の友好を増進することを目的とする。

(事 業)

第5条 支部はJARL規則第33条に定めるところにしたがって、次の事業を行なう。

- (1) 支部に所属する会員相互の親ばくと意見交換ならびに連盟業務、支部業務の報告を目的とする支部大会の開催
- (2) 監査指導委員会、他支部およびクラブその他関係団体との連絡提携。
- (3) 支部報およびニュース等の発行。
- (4) 講演会、講習会、研究会、競技会(コンテスト)、見学会等の開催。
- (5) 災害時の非常通信活動およびその訓練の実施ならびに、非常無線通信協議会への参加。
- (6) 業績に対する謝意表彰。
- (7) その他JARL理事会の承認した事業。

第6条 前条にかける事業の実施については地方本部の調整のもとに、他支部と共同して実施することができる。

(事業年度)

第7条 本支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第3章 支部会員

第8条 支部に所属する会員は、JARL規則第5条の規定により本支部管内に住所のある会員(賛助会員を除く)とする。

第4章 役 員

(役 員)

第9条 支部には次の役員を置く。

支部長 1人 副支部長 若干人 総務幹事 1人 会計幹事 1人 専務幹事 若干人
幹事 若干人

- 2 支部長はJARL定款の規定によって選出され、他の役員は支部正員中より支部長が選任し委嘱する。
- 3 支部長は本支部を代表し、その業務を掌理統轄する。
- 4 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 総務幹事は支部の総務を担当する。
- 6 会計幹事は支部の会計を担当する。
- 7 専務幹事は支部の業務を担当する。
- 8 幹事は支部の業務を分担する。

(役員任期)

第10条 支部長はJARL定款にもとづき就任し退任する。

- 2 支部長を除く役員(以下この条において支部役員という)の任期は2年とし通常大会において就任し退任する、ただし再任を妨げない。
- 3 支部役員は任期中退任し、又は任期満了した場合には後任の役員が就任するまで引続きその職務を行なう。
- 4 補充又は増員された役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

(役 員)

- 第11条 本支部は必要に応じて専門の事項に関し委員を置くことができる。
2 委員は支部長の要請により役員会に出席し意見をのべることができる。

(顧問)

- 第12条 本支部には顧問を置くことができる。
2 顧問は信越地方本部長、本支部選出の J A R L 理事、監査長、支部長の経験者、その他を支部長が委嘱する。
3 顧問は本支部の運営に関し支部大会、役員会、クラブ代表者会に出席し助言することができる。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

- 第13条 本支部の会議は大会、役員会、クラブ代表者会とする。

(大 会)

- 第14条 大会は毎年 1 回開催する。

(大会の招集)

- 第15条 支部長は大会を開催するときは、その会議の 20 日前までに日時、場所および会議の目的を書面又は機関紙によって会員に通知する。

(役 員 会)

- 第16条 役員会は役員をもって組織し、支部長が必要に応じて招集する。
2 役員会は役員の 1 / 2 以上の出席によって成立し、議決は出席役員の過半数をもって決定する。

(クラブ代表者会)

- 第17条 クラブ代表者会は、J A R L に登録された本支部の地域クラブから各 1 名の代表者をもって組織し、支部長が必要と認めた場合招集する。
2 クラブ代表者会においては J A R L および本支部の運営に関し報告ならびに意見交換を行なう。

第 6 章 会 計

(会 計)

- 第18条 本支部の経費は J A R L より交付される支部費およびその他の収入からなる。
2 本支部の会員のみに関する業務を行なうため会員から特別の経費を徴収する場合は、地方本部長を経由して事前に会長の承認をうけるものとする。
3 本支部の予算、決算については J A R L 規則第 34 条の規定によるものとする。

(会 計 年 度)

- 第19条 本支部の会計年度は第 7 条に規定する事業年度による。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局)

- 第20条 本支部は地方本部長と協議のうえ、支部の事務を J A R L 規則第 21 条に規定する地方事務局で行なうことができる。
2 本支部の各種会議の進行は事務局が行なう。

第 8 章 規 約

(規 約)

- 第21条 本規程の施行に必要な規約は別に定めることができる。
2 前項の規約を制定したときは会長に届け出るものとする。

第 9 章 改 廃

(改 廃)

- 第22条 本規程の改廃は地方本部長を経由して、会長の承認をうけるものとする。

附 則

- 1 本規程は会長の承認を得た日から施行する。
2 本規程の施行にともない、信越支部規程および関連規定は廃止する。

新潟県支部クラブ規定

- 第1条 社団法人日本アマチュア無線連盟クラブ規程中地域クラブに関する定めは本規定による。
- 第2条 本規定の制定改廃は、連盟クラブ規定にもとづいて役員会が行なう。
- 第3条 地域クラブ（以下単にクラブと云う）は、地理的結合にもとづいて結成されたものをいい支部長が管轄する。
- 第4条 クラブの構成人員は、25名以上で1/3以上の会員を含まなければならない。
但し特に支部長が認めた場合は、この限りではない。
- 第5条 クラブ代表者は、正員で且つ成年者でなければならない。
2 クラブ代表者は、他のクラブ（連盟クラブ規程の定めによるクラブ）の代表者を兼任することはできない。
- 第6条 クラブ代表者は、クラブ代表者会議に出席して、意見をのべることができる。
2 クラブ代表者の代理として、前項会議に出席する者は、正員で成年者でなければならない。
- 第7条 クラブは、その代表者および事務所を変更したときは、その旨直ちに支部長に届出なければならない。
- 第8条 クラブが登録する場合は、所定の登録用紙に必要事項を記入して、支部長に提出しなければならない。
- 第9条 クラブ登録有効期間は、連盟の通常選挙の行なわれた年の4月までとし、4月に本規定第8条に準じて、登録更新申請をする。
2 前項の登録更新届出のないものは、1カ月の猶予期間を経て登録を取消すものとする。
- 第10条 クラブで社团局を開設したときは、クラブ定款、代表者および局構成員を支部長に報告する。
- 第11条 クラブ構成員中に、本連盟を除名された者が含まれるとき、支部長は、その旨クラブに通知し、クラブ構成員から除かれることを要求することができる。
- 第12条 各クラブは、支部の周知事項については、支部から優先的に連絡を受けることができる。
- 第13条 クラブはクラブの行なう事業の概要を前もって支部に連絡することとする。
- 第14条 支部は、クラブの行なう事業に対して求めがあれば援助を与えることができる。
- 第15条 クラブはJARLの行なう事業の実施の促進に協力しなければならない。
- 第16条 本規定は、役員会の決議のあった日より施行する。
2 施行の日までに登録のあったクラブは、有効期間内において、登録はそのまま有効とする。

JARL 制定

アマチュアバンド使用区分

アマチュアバンド使用区分は、混信の除去等を目的に制定されています。都会やその周辺の地域では144MHzバンドや430MHzバンドはFM電波を使用する局が多く、時間によっては「FM(電話)」の区分内では周波数が不足して出る隙間のないくらい混雑しています。
交信はできるだけ短く、お互いにゆずり合いの精神で運用してください。

1. 電波の表示

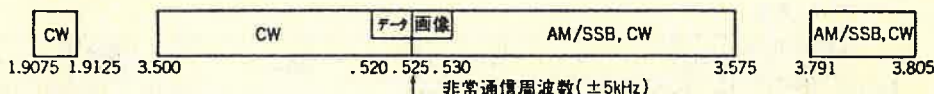
アマチュア局の電波を次のように伝送情報等によって表示する。

- (1) 搬送波をモールス符号により断続した電波は、「CW」とする。
(例：A1電波)
- (2) 搬送波を音声又はモールス符号により振幅変調した電波(音声等による交信を併用する画像又はデータ通信の電波を含む。)は「AM/SSB」、周波数変調のものについては「FM」とする。
(例：「AM/SSB」：A2, A3, A3J電波等、「FM」：F2, F3電波等)
- (3) 搬送波をコンピュータ等によって処理した情報により変調した電波は、「データ」とする。
(例：F1(RTTY, パケット等)電波, F2(28MHz以上のバンドにおけるRTTY, パケット等)電波等)
- (4) 搬送波を映像により変調した電波(ATV電波を除く。)は「画像」、TV電波のうち占有周波数帯幅が40kHzを超えるもの(音声を併用した場合を含む。)については、「ATV」(FSTV)とする。
(例：「画像」：3A4(FAX), 3F4(FAX), 3A9C(FAX), F9(FAX), 3F5(SSTV)電波等, 「ATV」：A5, A5C, A9, A9C, F5, F9電波等)
- (5) JARLの開設するアマチュア業務の中継用無線局(レピータ局)に使用する電波は、「レピータ」とする。
- (6) 人工衛星に開設するアマチュア局に使用する電波は、「衛星」とする。
- (7) FMの連絡設定用の周波数は、「呼出周波数(非常通信周波数)」とする。
- (8) アマチュア局に指定されるすべての電波は、「全電波型式」とする。
- (9) 月面反射通信、流星散乱通信、オーロラ反射通信等に使用する電波は、「EME」とする。
- (10) 標識(パイロット)信号の送信のみを行う場合に使用する電波は、「ビーコン」とする。

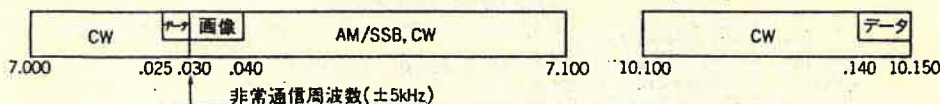
2. 使用区分

- (1) 1.9MHz～10.4GHzの各アマチュアバンド内における電波の使用区分は、図示のとおりとする。なお、2400MHz～10.4GHzの各バンドについては、暫定的なものとする。
- (2) 次の通報の送信を行う場合は、(1)の使用区分以外の電波を使用することができるものとする。
 - ① 使用区分を守らないアマチュア局への使用区分の周知に関する通報
 - ② 呼出符号の送出のないアマチュア局への呼出符号の送出を促す通報
- (3) 「非常通信周波数」は、非常通信が実施されていないときは一般の通信に使用できる。なお、FM呼出周波数と共用している非常通信周波数については、連絡を設定する場合のみに使用するものとし、その後の通信は「FM」の使用区分内の周波数を使用する。

■ 1.9/3.5/3.8MHz帯

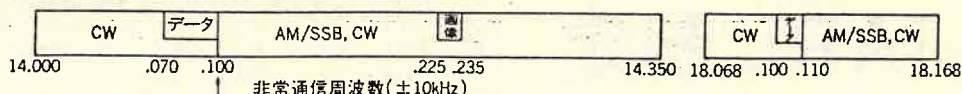


■ 7/10MHz帯



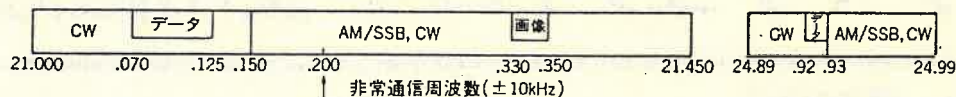
(注) 7.030-7.040kHzの周波数帯は、海外の局とのデータ通信に使用することができる。

■14/18MHz帯

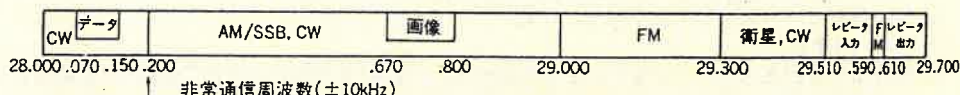


- (注1) 14.100-14.110kHzの周波数帯は、当分の間、主に海外の局とのデータ通信に使用することができる。
 (注2) 14.100kHzの周波数は、国際ビーコン計画(IBP)に基づくビーコン電波に使用されている。

■21/24MHz帯

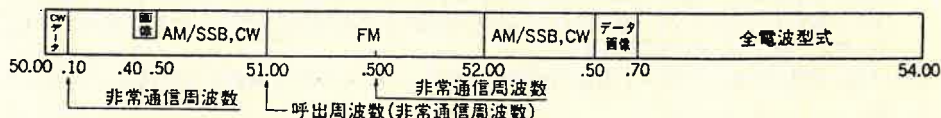


■28MHz帯



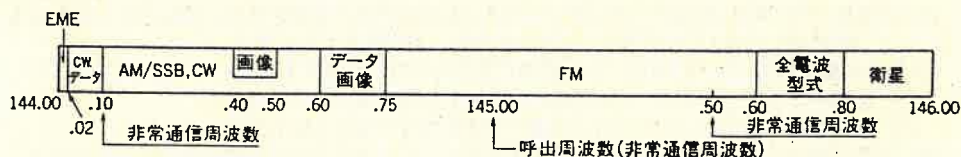
- (注1) 29.000-29.300MHzの周波数帯は、海外の局とのAM/SSB又はCW通信に使用することができる。
 (注2) FM系によるデータ又は画像通信は、29.000-29.300MHzの周波数帯を使用する。
 (注3) レビータの入出力周波数は、別に定める。
 (注4) 28.190-28.200MHzの周波数帯は、国際ビーコン計画(IBP)に基づくビーコン電波に使用される。これに伴い、28.200-28.300MHzの周波数帯のビーコン電波は平成2年1月1日までに廃止される。

■50MHz帯



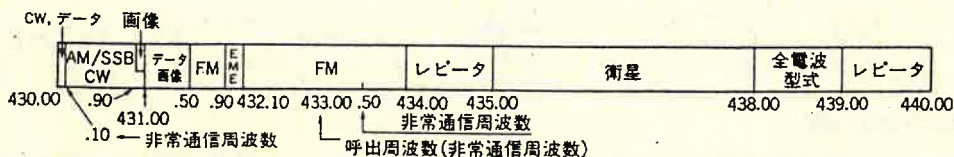
- (注1) 50.01MHzの周波数は、JAZIGYのビーコン電波に使用されている。
 (注2) データ及び画像通信の区分は、52.50-52.70MHzの周波数帯のものについてはFM送信機、その他の周波数帯のものについてはSSB送信機を使用する。
 (注3) 51.00-51.50MHzの周波数帯は、海外の局とのAM/SSB又はCW通信に使用することができる。
 (注4) 51.00-52.00MHzの周波数帯のFM電波の占有周波数帯幅は、16kHz以下とする。
 (注5) 50.0-50.1MHzの「CW/データ」の使用区分における、SSB送信機を使用するAFSK-SSB方式のデータ通信は、DXのCW通信に混信妨害を与えないよう十分注意し、また、この数年間は、52.70-54.00MHzの全電波型式の使用区分に従うことを推奨する。

■144MHz帯



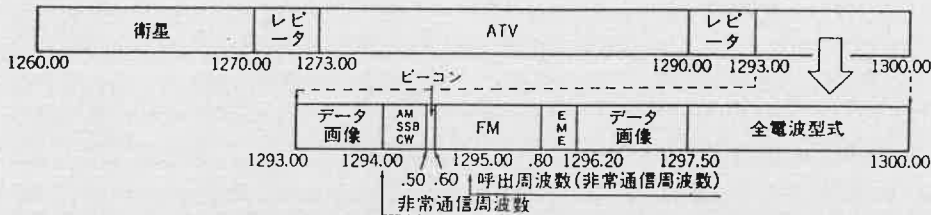
- (注1) 144.10-144.20MHzの周波数帯は、主に遠距離通信に使用する。
 (注2) データ及び画像通信の区分は、144.60-144.75MHzの周波数帯のものについてはFM送信機、その他の周波数帯のものについてはSSB送信機を使用する。
 (注3) 144.75-145.60MHzの周波数帯のFM電波の占有周波数帯幅は、16kHz以下とする。

■430MHz帯



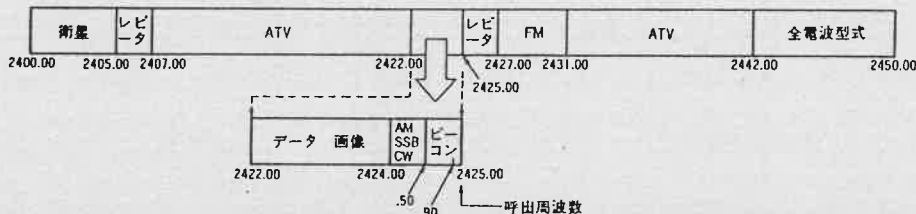
- (注1) データ及び画像通信の区分は、431.00-431.50MHzの周波数帯のものについてはFM送信機、その他の周波数帯のものについてはSSB送信機を使用する。
 (注2) 431.50-434.00MHzの周波数帯のFM電波の占有周波数帯幅は、16kHz以下とする。
 (注3) レビータの入出力周波数は、別に定める。
 (注4) 435.00-438.00MHzの周波数帯は、平成3年12月31日までは、ATV通信に使用することができる。

■1200MHz帯



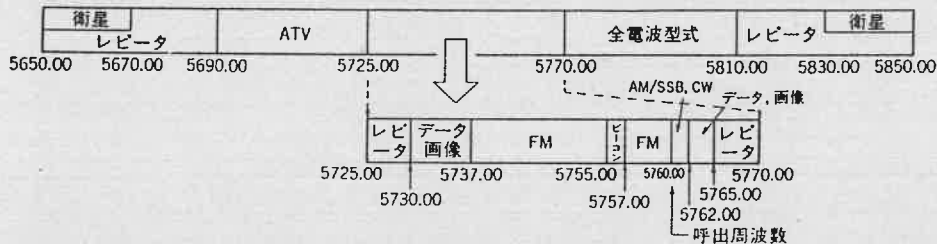
- (注1) 1294.50-1294.60MHzの周波数帯のビーコン電波は、1294.50MHzから20kHz間隔の周波数を使用する。なお、この局については周知を図るためJARLに呼出符号及び周波数等を登録するものとし、その方法は別に定める。
- (注2) 1294.60-1295.80MHzのFM電波の占有周波数帯幅は、16kHz以下とする。
- (注3) レピータの入出力周波数は、別に定める。
- (注4) 1260.00-1271.00MHzの周波数帯は平成3年12月31日まで、また1290.00-1291.00MHzの周波数帯は当分の間、ATV通信に使用することができる。

■2400MHz帯



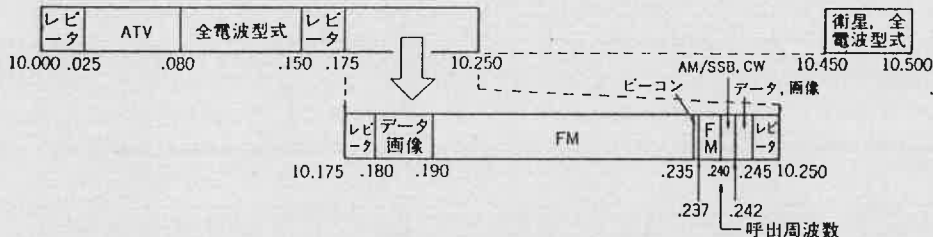
- (注1) 2424.50-2424.90MHzの周波数帯のビーコン電波は、2424.50MHzから40kHz間隔の周波数を使用する。なお、この局については周知を図るためJARLに呼出符号及び周波数等を登録するものとし、その方法は別に定める。
- (注2) 2400.00-2407.00MHzの周波数帯は、当分の間、ATV通信に使用することができる。
- (注3) レピータの入出力周波数は、別に定める。
- (注4) 2425.00-2425.10MHzの周波数帯は、当分の間、FM通信に使用することができる。

■5600MHz帯



- (注1) 5755.00-5757.00MHzの周波数帯のビーコン電波は、5755.00MHzから100kHz間隔の周波数を使用する。なお、この局については周知を図るためJARLに呼出符号及び周波数等を登録するものとし、その方法は別に定める。
- (注2) レピータの方式及び入出力周波数は、別に定める。

■10.1/10.4GHz帯



- (注1) 10.235-10.237GHzの周波数帯のビーコン電波は、10.235GHzから100kHz間隔の周波数を使用する。なお、この局については周知を図るためJARLに呼出符号及び周波数等を登録するものとし、その方法は別に定める。
- (注2) レピータの方式及び入出力周波数は、別に定める。

3. 実施期日等

- 1.9-28MHz帯の使用区分については、昭和63年4月1日から実施する。
- 50MHz帯-10.4GHz帯の使用区分は、昭和64年1月1日から実施する。
- 2400MHz帯の使用区分は平成2年2月18日から改正実施する。
- 全使用区分は、平成3年に見直しを行うものとする。

アマチュアコード

1. アマチュアは、良き社会人であること

法を守り、マナーを身につけ、JARLとともにアマチュア無線の発展に努力する。

1. アマチュアは、健全であること

アマチュア無線は、趣味であり、仕事、学業、家庭をおろそかにしない。

1. アマチュアは、親切であること

通信には友愛の心を、初心者には親切な指導を、社会へは奉仕をおしまない。

1. アマチュアは、進歩的であること

常に科学的な進歩を求め、能率的で有為な通信ができるようにする。

1. アマチュアは、国際的であること

アマチュア無線を通じて諸外国に友を求め、国際親善に寄与する。

新潟県支部大会協力クラブ及び代表者

糸魚川クラブ JA◇GUX 小間経昭

平成2年7月17日 発行

社団法人 日本アマチュア無線連盟新潟県支部

発行人 支部長 堀江栄三九

〒955 三条市本町4丁目3-32

(電話) 0256-32-6866

印刷 西巻印刷㈱

(電話) 0256-32-5181